平成２０年（フ）第２２２２号
名古屋市名東区朝日が丘42番地の１　朝日ハイツ102号
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８０号
名古屋市緑区有松南1001番地　グランドメゾン大高の杜１番館201号
債務者　大塚　和彦
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２７１号
愛知県弥富市平島東３丁目239番地
債務者　岩田　啓子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５号
高知市長浜3721番地５　大ト子団地改住７号
債務者　髙村　一敏
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８５号
高知市三園町89番地２
債務者　田村里津子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９８号
高知県南国市久枝65番地、申立時住所高知県南国市大埇1122―１　レオパレス南国２番館203号室
債務者　杉村　好美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０９号
高知県南国市立田1192番地
債務者　武市　　亮
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１４号
高知市吉田町８番21号
債務者　西山　耐美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３９号
高知市神田1073番地５　ハイツ松ノ本102号
債務者　国沢美恵子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１５号
大分市大字田尻1020番地の80
債務者　日下　稔子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１８号
大分市大字上宗方717番地の１　ロイヤルマンション上宗方217
債務者　銭花　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３２号
大分市けやき台２丁目2131番の58
債務者　深澤　公美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３４号
大分市大字上宗方717番地の１　ロイヤルマンション上宗方217
債務者　銭花　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３６号
大分市松原町１丁目４―２　梶田アパート２号、住民票上の住所大分県別府市大字内竈1178番地の10
債務者　牧　　幸一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３７号
大分県別府市石垣西９丁目１番49号　コムフォートクロス101号
債務者　金本　真由
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３５１号
大分県別府市石垣東９丁目２番20号　第一交通産業株式会社１号
債務者　香坂　昌彦
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４１号
大分県速見郡日出町大字豊岡6211番地48
債務者　川口　洋喜
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折1846番地
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５１号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ増谷　株式会社ケイエスファーム管理舎内、住民票上の住所宮崎県日向市曽根町１丁目147番地
債務者　甲斐　栄一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　宮崎地方裁判所延岡支部